

熊谷市農業委員会

第 1 5 回総會議事録

令和 7 年 10 月 28 日 (火)
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第15回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和7年10月28日（火）午後1時30分
(2) 閉会の日時 令和7年10月28日（火）午後2時05分
(3) 場 所 めぬま農業研修センター2階大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名）
(2) 現在数 46名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員27名）

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 41名
(2) 欠席数 5名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	塙田 修	11	出	戸森 貫一
2	出	笛木 清	12	欠	森田 豊
3	出	栗原 一森	13	出	千葉 義浩
4	出	坂本 三郎	14	出	関口 裕美
5	出	田中 輝久	15	出	権田 久男
6	出	菊地 修一郎	16	出	夏目 亮一
7	出	吉田 正己	17	出	関根 一三
8	出	福田 和行	18	出	金井 和夫
9	出	西田 茂夫	19	出	大島 正
10	出	水野 薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	笠原 猛
2	出	根岸 勇	16	出	小林 言孝
3	出	名野 博明	17	出	水野 照夫
4	出	伊藤 由行	18	出	小崎 信明
5	出	高橋 文雄	19	出	門叶 和男
6	出	中村 安浩	20	欠	長谷川 隼男
7		(欠員)	21	出	村山 努
8	出	井瀬 伝栄	22	欠	青木 大輔
9	出	東 幸好	23	出	川田 雄一
10	出	漆原 秋夫	24	出	原田 知子
11	出	栗原 加津男	25	欠	若山 美奈子
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	石平 伸一	27	欠	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	茂木 秀孝

4 議 事

(1) 議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者の認定について

(2) 報 告

- 報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について（合意解約）
- 報告事項(5) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満農業用施設）
- 報告事項(6) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 夏目 亮一

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第15回総会を開会いたします。 それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。
夏目会長	(夏目会長挨拶)
事務局次長	ありがとうございました。 以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので夏目会長にお願いいたします。
議長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日の出席は、農業委員は19名中18名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中23名でございます。
議長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。
	(議長一任の声あり)
	議長一任の声がありました。 それでは、議事録署名委員につきましては、 11番 戸森委員、 13番 千葉委員にお願いいたします。
	また、書記には事務局職員を指名します。
	それでは議事に入ります。 本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (一時転用) 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者の認定について 以上、4議案です。よろしく御審議願います。
	各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議とし

議長	たいと思いますので、御協力をお願いいたします。 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は1頁、議案書資料についても1頁を御覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、全3件となります。取引額、現地確認等は議案書資料に記載してあるとおりです。本案につきましては3件とも取得対象となる農地及び譲受人の経営する農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用していくものと思われ、農地法第3条第2項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしていると見込まれます。御審議の程、よろしくお願ひいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議長	それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
	(なしの声)
	特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	よって、本案につきましては、原案のとおり許可すべきものと決しました。続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の2頁からと、議案書資料の2頁を御覧ください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、全4件、内訳は、「自己用住宅」2件、「貸太陽光発電施設用地」1件、「進入路」1件です。農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。

議長	<p>それでは議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号2については、代理人が○○委員でありますため、○○委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(○○委員 退席)</p> <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第2号における議案番号2について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。○○委員は、入室をしてください。</p> <p>(○○委員 入室)</p> <p>続きまして、ただいま審議いたしました議案番号2以外の案件につきまして質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第2号の議案番号2以外の案件について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）を上程し、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>議案書の5頁を御覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請（一時転用）については、「駐車場」が1件です。「駐車場」について補足させていただきます。今回の申請は、熊谷市発注の下水道工事によるものです。工事車両の駐車や、工事期間中、道路を掘削するため、自宅に車を停められない方のための仮駐車場に</p>
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事務局	なります。補足は以上になります。御審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議長	それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
	(なしの声)
	特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。
	次に、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者の認定についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は6頁を御覧ください。議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者の認定について御説明いたします。本議案は、当該農地の相続人から相続税に係る納税猶予の適格者証明を受けるために、農業委員会に証明願が提出され、その認定をするものです。この証明は、相続税の納税猶予を受けるために税務署へ申告する際に必要となる書類となります。提出された書類、現地確認等から、本件相続人は、相続により取得した農地に係る農業経営を開始していることが確認できたため、租税特別措置法第70条の6第1項の規定する要件を満たし、適格者であること認められるものと考えられます。以上、御審議の程、よろしくお願ひいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議長	それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者の認定について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で全議案の審議が終了いたしました。続きまして、報告事項（1）から（6）につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項ですので、御了承をお願いいたします。

以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。

事務局次長

夏目会長、ありがとうございました。

次に次第の6、その他に移らせていただきます。

【生産緑地の取得のあっせんについて、信用失墜行為への留意点について、農地パトロール結果の入力について、産業祭について、空き農業用施設等のリストづくりについて、農業大学校学園祭の案内についてを農業委員会事務局より説明する。続いて、地域計画のプラスアップについてを農業政策課より説明する。】

事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。

(なしの声)

それでは、閉会のあいさつを田中会長職務代理にお願いいたします。

田中職務代理

(閉会のあいさつ)

事務局次長

ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	柏木 純一
次長兼農政係長	佐藤 雅史
農地係長	佐藤 茂幸
主査	日下部 慎二
主任	吉永 剛

産業振興部農業政策課

主任	長谷河 雅司
----	--------

令和7年10月28日

熊谷市農業委員会

会長 夏目亮一

署名委員 戸森貫一

署名委員 千葉義浩